

入居資格を満たさない（入居できない）事例集

	想定される事例
1	（裁量世帯、子育て世帯）同居人が入居申込時は未就学児童だったのに、案内時には小学校就学の始期に達したことにより、裁量世帯で無くなったため、案内時に収入基準において入居資格が無くなった。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
2	（裁量世帯、高齢者世帯）入居者が 60 歳以上の者の場合で、同居人が案内時に 18 歳以上になったことにより、裁量世帯で無くなったため、収入基準において入居資格が無くなった。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
3	（裁量世帯全般、子育て、高齢者、障がい者）裁量階層となる対象の入居者又は同居者が、申込の後、案内時まで死亡してしまっただけでなく、死亡したこと等により裁量世帯から外れ、収入基準において入居資格が無くなった。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
4	（収入増による入居資格要件外 1）申込時には、直近の市県民税課税証明書（市役所が発行）により自主的に収入基準を確認した結果、収入基準を満たしていたが、入居案内時には、市県民税課税証明書等が更新されること等により、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
5	（収入増による入居資格要件外 2）入居案内時点で、同居者が増えて（Uターン等）、世帯全体の所得が増加したことにより収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
6	（控除額の減少による入居資格要件外 1）入居案内時に同居者が減ることにより（結婚等で別居）、扶養親族控除額が減少したために、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
7	（控除額の減少による入居資格要件外 2）案内時に同居者が高校を卒業して就職、想定年収が 103 万円（所得が 48 万円）以上となったため、特定扶養親族控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
8	（控除額の減少による入居資格要件外 3）案内時に同居者が 23 歳になったため、特定扶養親族控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
9	（単身入居資格要件外 1）申込時には夫婦であったが、入居案内時には離婚して単身となり入居資格要件を満たさなくなった。（入居者が単身入居が可能な場合を除く）
10	（単身入居資格要件外 2）申込時には生活保護受給を受けていた単身者が案内時に受給を外れたため、入居資格要件から外れた。（生活保護受給以外の理由により単身入居が可能な場合を除く）
11	（単身入居資格要件外 3）申込時には婚約しており、3ヶ月以内に結婚する予定であったが、入居案内時には結婚していないので、入居資格要件を満たしていない。
12	入居案内時現在、他の公営住宅に住んでいた事が判明したので、入居資格要件を満たしていない。
13	入居案内時に、持ち家があることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。
14	入居案内時に、不自然な同居人がいることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。（遠戚、他人）
15	単身入居者で、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるので、入居資格要件を満たしていない。